知って得する!リフォーム講座

専門家による耐震、バリアフリーについての講演会、個別相談会を開催します。リフォームをお考えの人はぜひご参加ください。

とき・内容 3月14日出、午後1時30~3時35分=講演会、午後3時35分~ 4時30分=個別相談会

ところ 市消防本部

定員 50人 (申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 3月6日金~、住宅政策課 (内線438) へ



募集

防衛省自衛官募集(幹部候補生)

応募資格 日本国籍を有する22歳以上 26歳未満の人など ※詳しくはお問い 合わせください。

受付期間 3月1日(日)~5月1日(金まで

1次試験日 5月16日(出) (飛行要員は16日(出)、17日(日)の2日間)

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所 (か(24)3799)



相談

発達相談

こども未来室では、臨床心理士による児童の発達相談を実施していますのでご利用ください。

とき 毎週月~金曜日、午前9時~午後5時30分(祝日は除く)

内容 18歳未満の児童の発達相談や保護者に対する助言

問い合わせ こども未来室(内線206、207)

(内線438) ^	`	[\textit{C} (24)3799]	207)			
今月の相談 気軽にご相談ください。相談は全て無料です。						
	日程	時 間	場所	予 約・その他		
\+ \\ \+ \\ \+ \\ \- \	毎週水曜日	午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、		
法律相談	第1・3水曜日	午後1時~4時	金剛連絡所	祝日を除く、1人年1回		
市民相談	月~金曜日	午前9時~午後5時30分	市役所 1 階市民相談室	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く		
出張市民相談	第1・3水曜日	午後1時~4時	金剛連絡所	祝日を除く		
行 政 相 談		午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室			
司法書士相談	17(火)	午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1人年1回		
人権なんでも相談	27金	午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談		
	12休)	午前10時30分~午後0時30分		定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー		
	20金	午後 1 時30分~ 4 時30分	男女共同参画センター	定員5人 による相談 ※12休は午後3時30分まで		
女性のための電話 相談	6 金、13金、17火、 24火、4/3金	午前10時~午後2時		[☎(23)0567]、問い合わせ(内線474)、女性の 相談員による相談		
人 権 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時	市人権協議会	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、		
生活相談		午前9時~午後5時	(人権文化センター内)	祝日を除く		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時~3時		要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く		
ひとり親家庭相談		午前9時~午後5時30分		要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く		
児童家庭相談		午前9時~午後5時30分		電話相談も可(内線206~208)、祝日を除く		
発達相談		午前9時~午後5時30分		要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く		
子育て相談		午前9時~午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(26)3676〕、祝日を除く		
健康相談	9 (月)、23(月)	午前9時~午後5時30分	保健センター	要予約 (☎(28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談		
心配ごと相談	3 火、20金、24火	午後1時~4時	総合福祉会館	電話相談も可 (含 (25)8200) ※3 以は障がい者の相談、 20)は司法書士による相談(要予約)、24以は女性の相談。		
	13億 27億	午後 1 時~ 4 時	金剛連絡所	女性の相談日 電話相談も可(☎ (29)1401) 障がい者の相談日 (女性や障がい者以外の相談もできます)		
	13金	午後1時~4時	かがりの郷	要予約 [☎(20)6070]、司法書士による相談		
福祉なんでも 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談、祝日を除く		
市民公益活動 相 談	月~金曜日	午前9時~午後5時	市民公益活動支援センター	要予約 [☎ (26)7887] 、祝日を除く ※ただし、事前予約 により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可		
農業相談	6 金	午後1時~4時	市役所 4 階農業委員会	事前予約も可(内線444)		
商工相談	月~金曜日	午前9時~午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 (☎(25)1101)、祝日を除く		
商工法律相談	10伙	午後2時~4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕		
日本政策金融公庫相談	11(1/3)	午後 1 時30分~ 3 時30分	商工会館2階	要予約〔 ☎ (25)1101〕		
税理士による税務相談	13億	午後2時~4時	商工会館2階	要予約〔 ☎ (25)1101〕		
消費者相談	月~金曜日	午前10時~正午 午後1時~3時	市役所 1 階市民相談室	電話相談も可 (内線186)、専門相談員による相談、 祝日を除く、消費者ホットライン (☎0570(064)370)		
就労支援相談	月~金曜日	午前9時~午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労について の相談(就職のあっせんはしません)、祝日を除く		
若者の就労・自立相談	18例	午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	要予約〔 ☎ (26)9441〕(就職のあっせんはしません)		
労働相談	12休)	午後2時~5時	市役所 1 階市民相談室	電話相談も可(内線187)		
障がい者就業 ・生活相談	16例	午後2時~5時	市役所 1 階市民相談室	電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)		
住宅関連法律相談	20金	午後1時~4時	市役所 1 階市民相談室	要予約(内線436、437)、定員6人		
•						





国民年金

学生納付特例は毎年申請が 必要です

国民年金保険料を納めることが困難な学生は、本人の前年所得が118万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

26年度に申請をして承認を受けた人も、改めて申請が必要です。

ただし、27年度分は4月から受け付け開始となります。

●学生納付特例の承認を受けた期間は ①承認期間中の障がいや死亡といった 不慮の事態には、受給資格があれば障

がい基礎年金や 遺族基礎年金が 支給されます。 ②年金の受給資 格期間には算入 されますが、老 齢基礎年金の年



金額には反映されません。

③承認を受けた期間の保険料は、10年 以内であれば後払い(追納)できます。

※2年を過ぎて後払いする場合は、当時の保険料に経過した期間に応じて、 一定の額が加算されます。

对象者 大学(大学院)、短期大学、高 等学校、高等専門学校、専修学校、各 種学校(修業年限1年以上である課 程)、一部の海外大学の日本分校などに 在学する学生(夜間、通信制課程も可) 手続き 年金手帳、印鑑、学生証など 学生であることを証明できるものを 持って保険年金課(内線153、154)へ ※26年度の学生納付特例の承認を受け た人で、日本年金機構が在学予定年月 を把握できた人には、3月下旬に学生 納付特例申請はがきが送付されます。 引き続き同じ学校に在学中の場合は、 必要事項を記入の上返送し、承認され ると4月~28年3月についても納付が 猶予されます。

問い合わせ 天王寺年金事務所 [**25**06 (6772)7531)



教育

市奨学金の申請を

経済的理由で、高等学校や高等専門

学校、高校卒業資格が取れる専修学校などへの修学が困難な人に、奨学金を給付します。

対象者 本市在住 の高校生(生活保 護世帯を除く)

給付額 年額4万円、入学支度金(新

1年生のみ)は1万円加算

給付時期 前期分は8月、後期分は28年2月の2回

募集人員 約100人

申し込み 教育指導室、金剛連絡所、または市立中学校で配布する申請書に必要事項を記入し、3月2日月~4月10日)会までに同室(内線364)へ※現在給付を受けている人も、改めて申請が必要です(郵送不可)。



講座・催し

「オープンデータを活用し新 しいまちづくりへチャレン ジ!」セミナー

行政が保有する公共データが二次利用できる形で公開される「オープンデータ」を生かして、地域住民や民間企業が進めているまちづくりの最新事例を学びます。

とき 3月17日 以、午後7時~ 8時30分

ところ 市民公 益活動支援セン ター (小金台二 丁目5の10)



定員 20人 (申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 3月6日〜、NPO法人 きんきうえぶ (**含**(29)0019・Eメール office@kinkiweb.net) へ

介護職員初任者研修受講生募集

とき 3月14日(土)~7月25日(土)

ところ 村田医院文化センター棟室 (青葉丘8の14)、デイサービスセン ターさえずり(五軒家一丁目25の10)

内容 通学20回、通信教育(添削) 4 回 ※研修終了後、心肺蘇生練習キットをお渡しします。

定員 20人 (申し込み先着順)

受講料 6万9800円(教材費含む)

※高校生以上の学生は4万8860円。ただし、学生証の提示が必要です。

申し込み 3月6日巤〜、NPO法人 サンキューネット (**☆**072(365)2352)

府手話通訳者養成講座

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳活動をする「手話通訳者」を養成する同講座を開催します。

とき 5月22日 金~28年3月4日 金、 午前9時~11時30分

※詳しい日程はお問い合わせください。 ところ 八尾市立障害者総合福祉セン

ター(八尾市南本町八丁目4の5)

対象者 次の条件を全て満たす人 〇府内在住・在勤の人

〇手話で聴覚障がい者と日常会話がで きる人

※府の手話通訳者としてすでに登録されている人および手話通訳士としてすでに活動されている人は受講できません。

定員 30人

受講料 無料 (ただし教材費実費)

申し込み 障がい福祉課 (内線193) に備え付けの申込書に必要事項を記入し、4月3日金(必着) までに電540-8570 府民お問い合わせセンター「手話通訳者養成講座」係〔☎06(6910) 8001〕へ郵送(府ホームページ内「手続き・催しの総合案内」[http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/〕からも申し込みできます)

※同講座を受講するためには、4月24日) 日第、午前9時30分~11時30分に実施する判定試験に合格する必要があります。



上下水道

水道管緊急修繕業務を委託し ています

緊急の水漏れなどがあった場合、本市では市管工事業協同組合(向陽台一丁目3の11)と委託契約しており、水道管のトラブルに24時間体制で対応しています(出張料は発生しません。ただし、修繕費用は個人負担となります)。

問い合わせ 市管工事業協同組合 [☎0120(032)497)(月~金曜日、午前 9時~午後5時30分) ※その他の時 間帯は市役所宿直室 [☎(25)1000] へ ご連絡<ださい。



税

市・府民税の申告期間は3月16日までに!

市・府民税の申告をしなければならない人は、今年1月1日現在本市に居住し、昨年中に所得のあった人です(給与所得だけで特別徴収されている人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません)。

ところ 市役所地下902・903会議室 受付時間 午前9時~午後5時30分 ※申告されていない場合、次のような ことに影響が出ますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができない ことがあります。

〇公的年金にかかる所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または確定申告書などの提出がなかった場合において、控除される情報が得られないために、扶養・配偶者控除などの適用が可能でも、控除が適用されないことがあります。

○後期高齢者医療保険制度などの保険 料の軽減措置の適用を受けられないこ とがあります。

問い合わせ 課税課 (内線111、112)

固定資産税の『縦覧帳簿の縦覧』と『課税台帳の閲覧』を実施

縦覧帳簿の縦覧

縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿=所在、地番、 地目、地積、価格、市街化区域・市街 化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿=所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年 縦覧できる人

◆土地価格等縦覧帳簿=市内に土地を 所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿=市内に家屋を 所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居 親族、委任状を持っている代理人でも 可。

期間 4月1日め~6月1日側まで (土・日曜日、祝日は除く)の午前9 時~午後5時30分

課税台帳の閲覧

所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども 賃借権などの目的となる土地・家屋に ついて記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委 任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など(ただし、権利 関係と有償であることを示す書類が必 要です)

期間 4月1日め~28年3月31日休まで(土・日曜日、祝日は除く)の午前9時~午後5時30分

縦覧・閲覧に必要な書類など

- ・本人確認ができる書類(納税通知書 や運転免許証など)
- ・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要
- ・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

縦覧・閲覧場所

課税課(内線113~116)

納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定 資産税・都市計画税、市・府民税(普 通徴収のみ)、軽自動車税です。口座振

替は期別ごと の納付だけで なく、全期前 納も利用でき ます。



また、各税金の納期限に

自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください(全期前納の場合は、第1期の納期限)。

申し込み

●ペイジーロ座振替サービスでの申し 込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要)を納税課に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができます。

※対応している金融機関など詳しく は、お問い合わせください。

●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑を持参の 上、□座振替依頼書(市内の金融機関 に備え付け)に必要事項を記入し、市 税取扱金融機関へ。

※市外の金融機関などで申し込む場合は、あ問い合わせください。

申込期限(27年度)

1 200120 (- : 1/2)						
	期別	27年度納期限	ペイジーロ座振替 サービスの申込期限	取扱金融機関への □座振替の申込期限		
固定資産税・都市計画税	第1期	6月1日	5月15日	4月15日		
	第2期	7月31日	7月15日	6月15日		
	第3期	9月30日	9月15日	8月14日		
	第4期	1月4日	12月15日	11月13日		
	全期前納	6月1日	5月15日	4月15日		
市・府民税(普通徴収)	第1期	6月30日	6月15日	5月15日		
	第2期	8月31日	8月14日	7月15日		
	第3期	11月2日	10月15日	9月15日		
	第4期	2月1日	1月15日	12月15日		
	全期前納	6月30日	6月15日	5月15日		
軽白	第1期	6月1日	5月15日	4月15日		
日動車税	軽自動車税については、同一名義で登録されている 全台数の引き落としになります					

問い合わせ 納税課(内線122)





介護保険

保険料の納め忘れはありませ んか

国民健康保険料、後期高齢者医療保 険料、介護保険料は事業の運営に欠か すことのできない大切な財源です。必 ず期限内に納付してください。

期限内に納付されない場合は、財産 の差し押さえなどの対応を取ることが あります。

なお、国民健康保険料を滞納してい る世帯は、有効期限の短い保険証の交 付対象になり、滞納の状況によっては、 通常の被保険者証の代わりに、医療機 関の窓口でいったん医療費全額を支払 う「資格証」の交付対象となります。

後期高齢者医療保険料を滞納してい ると、有効期限の短い保険証の交付対 象になります。

介護保険料を滞納していると、保険 給付が制限されることがあります。 ※今月は26年度分国民健康保険料、後 期高齢者医療保険料、介護保険料の最

終納付月です。

問い合わせ 国民健康保険料について は保険年金課(内線152、156)、後期高 齢者医療保険料については福祉医療課 (内線158、159)、介護保険料について は高齢介護課(内線175、176)



保険料の納付は便利な口座振 替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料、介護保険料は、 市から送付する納付書によって保険料 取扱金融機関、コンビニエンスストア (後期高齢者医療保険料を除く) また は市役所で納めていただくことになっ ています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに 自動的に指定の預(貯)金口座から引 き落としされる口座振替が便利で確実

普通徴収の対象者で口座振替を希望 される人は、納入通知書と通帳の印鑑、 預(貯)金通帳を持参し、保険料取扱 金融機関、または国民健康保険料につ いては保険年金課、後期高齢者医療保 険料については福祉医療課、介護保険 料については高齢介護課で手続きをし てください。

また、引き落としを希望する口座の キャッシュカード(暗証番号の入力が 必要)を市役所に持参いただくだけで、 簡単に金融機関への口座振替の手続き ができるペイジー口座振替受付サービ スの取り扱いもしています。対応して いる金融機関は次の通りです。

●ペイジーロ座振替受け付けサービス 対応金融機関

りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三 井住友銀行、近畿大阪銀行、池田泉州 銀行、関西アーバン銀行、成協信用組 合、ゆうちょ銀行(郵便局)

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線152、 156)、福祉医療課(内線158、159)、高齢 介護課(内線175、176)



福祉

献血にご協力を

とき 3月21日 線、午前10時~正午、 午後 1 時~ 4 時30分

ところ エコール・ロゼ

対象者 18~69歳で体重が50%以上の 人 ※その他詳しい条件などはお問い 合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会 (総合 福祉会館内) [☎(25)8261]

重度障がい者タクシー利用券 (基本料補助) を送付します

本市では、身体障がい者手帳(1・ 2級)、療育手帳(A)、精神障がい者 保健福祉手帳(1級)のいずれかをお 持ちの人を対象に、タクシー料金の一 部(基本料金)を補助する重度障がい 者タクシー利用券を交付しています。

現在、重度障がい者タクシー利用券 (空色)をお持ちの人は、3月31日似ま でが有効期限です。引き続き、要件に 該当する人には、新しい同タクシー利 用券(うす紫色)を3月末に自宅へ郵送 します。新しい同タクシー利用券(う す紫色)は4月1日(めから利用できま す。届かない場合や郵送での交付を希 望されない場合は、障がい福祉課まで ご連絡ください。なお、昨年度に交付 申請をしていない人や、初めて利用され る人については申請手続きが必要です。

交付枚数 1カ月3枚で年間36枚 ※福祉施設などへ入所している人、外 出支援サービスを利用している人は対 象外ですので交付できません。

問い合わせ 障がい福祉課 (内線193)

広告枠